

	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」の発行及び保有に関する会計処理

I. 本資料の目的

1. 第 423 回企業会計基準委員会(2019 年 12 月 26 日開催)では、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オファリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」についての基準諮問会議から受けた提言の内容及び会計上の論点の概要をご説明した。
2. 本資料は、金融商品取引法上の電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理の検討の方向性についてご意見を伺うことを目的としている。

II. 検討の範囲

3. 基準諮問会議からの提言では、電子記録移転権利が検討の対象とされている。一方、2020 年 4 月 3 日に、金融庁より令和元年資金決済法等に係る政令・内閣府令(以下「内閣府令等」という。)が公表¹されている。今回の検討に関連する内閣府令等の内容は、以下のとおりである。

(内閣府令等の内容)

4. 金融商品取引法第 29 条及び第 29 条の 2 では、金融商品取引業の登録について次のとおり規定されている。

金融商品取引法第 29 条

金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項 (下線は ASBJ 事務局)

¹ 2020 年 4 月 3 日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、改正法は 2020 年 5 月 1 日より施行され、内閣府令等も同日より施行されることとされた。

前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。) 又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨
(略)

(参考)

金融商品取引法第2条第2項では、有価証券とみなされる権利(以下、「みなし有価証券」という。)として、次のものが含まれるとされている。(事務局注：本検討に主に関連するもののみ記載している。)

(1) 次の有価証券に表示されるべき権利(有価証券表示権利)のうち、当該権利を表示する当該有価証券が発行されていないもの

- ・ 国債証券
- ・ 地方債証券
- ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券
- ・ 社債券
- ・ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券
- ・ 株券又は新株予約権証券

(2) 次に掲げる権利

- ・ 信託受益権
- ・ 合名会社、合資会社、合同会社(以下「持分会社」という。)の社員権
- ・ 民法の任意組合契約に基づく権利、匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうちいわゆる集団投資スキーム持分に該当するもの²

5. 前項に記載した、金融商品取引法第29条の2第1項第8号の「内閣府令で定めるもの」について内閣府令において、以下のようにされている。

金融商品取引業等に関する内閣府令(下線はASBJ事務局)

(定義)

第1条第3項

² 金融商品取引法第2条第2項第5号の要件を満たすものがみなし有価証券に含まれる。

この府令(中略)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二 (略)

二の二 電子記録移転権利 法第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。

三～五十 (略)

第1条第4項

この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十六 (略)

十七 電子記録移転有価証券表示権利等 法第29条の2第1項第8号に規定する権利をいう。

十八 (略)

(電子記録移転有価証券表示権利等)

第6条の3

法第29条の2第1項第8号に規定する内閣府令で定めるものは、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下単に「財産的価値」という。)に表示される場合に該当するものとする。

6. 前項までの内容に基づくと、電子記録移転権利の他に、株式や社債を電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示する(いわゆるトークン化する)場合についても、内閣府令第6条の3における「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するもの」に含まれ、金融商品取引法の規制において「電子記録移転有価証券表示権利等」として捉えられることとなると考えられる。

(検討の方向性)

7. 基準諮問会議から提言を受けた電子記録移転権利については、主に持分会社の社員権、組合契約に基づく権利、信託受益権等が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合の会計処理の検討を行い、会計基準を開発することが想定される。

一方、株式や社債についても電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合が想定されるため、これらについても電子記録移転権利

と同様に、今後取引が広がった場合、会計処理の検討を行い、会計基準を開発することについて作成者、利用者、監査人のいずれにも一定のニーズが存在するものと考えられる。

8. そのため、今回の検討は、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に定義される電子記録移転有価証券表示権利等を対象として行うことが考えられるかどうか。

(以下では、電子記録移転有価証券表示権利等を対象として検討を行っている。)

ディスカッション・ポイント

金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に定義される「電子記録移転有価証券表示権利等」を対象として検討を行うことについて、ご意見があればお伺いしたい。

III. 会計処理の分析

1. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行に関する会計処理

(基本的な考え方)

9. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行に関する会計処理を検討するにあたり、既存のみなし有価証券の発行の会計処理との異同は以下のとおりであると考えられる。
10. 権利に関する法的性質の観点では、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券の権利が電子的方法により記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されたものにすぎず、両者の権利の内容は同一であると考えられる。よって、みなし有価証券の発行との差は、通常は、ブロックチェーン技術等を用いて発行するか否かのみであると考えられる。
11. これらを踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は、基本的には、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることが考えられる。

(電子記録移転有価証券表示権利等に財又はサービスを提供する権利が付与される場合)

12. 電子記録移転有価証券表示権利等については、法律の施行前であり現時点では発行事例がないため、どのような商品性が付与されるか定かではない。報道ベースでは、

通常付される配当や利息の支払い以外の権利、例えば、財又はサービスを提供する権利（例えば、ポイント）が付与されることも検討されており、その場合の会計処理が論点となる。

13. これまでのみなし有価証券の発行では、配当や利息の支払い以外の権利が付される例はあまりなく、株主優待程度しか論点になったことはないものと考えられる。例えば、保有株式数に応じて商品が株主に配布される場合、以下のような会計上の論点が考えられる。
 - (1) 経済的には金銭による配当と類似したものであるため、配当と同様に株主との間の資本取引とすべきか否か（現在では費用処理されているものと思われる。）。
 - (2) 株式の発行時に株主に対して保有株式数に応じて商品を受け取る権利が付与される場合（企業に商品を引き渡す義務がある場合）、株主による払込金額のうち、当該義務分について、別途の会計処理を行うか否か（収益認識会計基準における履行義務による取引対価の配分と同様の考え方）。（現状では、株主優待は通常重要性がないため、このような会計処理は行われていない。）。
14. 電子記録移転有価証券表示権利等に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるケースについても、前項と同様の論点が生じると考えられるが、前項(2)の論点は、暗号資産における論点にも結びつくものであり、検討には一定の時間を要するものと考えられる。
15. 前述のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等については、法律の施行前であり現時点では発行事例がないため、どのような商品性が付与されるか定かではなく、検討の方向性としては、以下の案が考えられる。

第1案

電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理について、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることのみを明らかにし、財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるケースについては取り扱わない。

第2案

財又はサービスの提供を受ける権利が付与される場合、払込金額に比して重要性が乏しい場合には、財又はサービスの提供を受ける権利について、発行時に特段の会計処理を行わないことを明らかにする（重要性が乏しくないケースについては取り扱わない。）

(暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行)

16. 電子記録移転有価証券表示権利等については、暗号資産建で発行が行われることも

想定されており、その場合にどのように会計処理するかが論点になり得る。検討を行う場合には、以下のような会計処理が参考になると思われる。

- 収益認識会計基準の現金以外の対価を受領した場合
- 外貨建有価証券を発行した場合。ただし、当該暗号資産に活発な市場が存在しない場合に、どのように会計処理するかが論点となる。

17. しかしながら、暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等を発行するニーズの有無は明らかではなく、今回は取り扱わないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

電子記録移転有価証券表示権利等に財又はサービスの提供を受ける権利が付与される場合（第15項）及び暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行（第17項）についてのASBJ事務局の検討の方向性について、ご意見をお伺いしたい。

2. 株式会社以外の事業体における発行に関する会計処理

18. これまで企業会計基準委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、株式会社以外の事業体における会計処理を明らかにしたものとしては、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第23号」という。）における受託者の会計処理など限定的である。一方、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券である株式や社債に加えて、株式会社以外の事業体（持分会社、組合、信託等）における持分も含まれるため、それらの持分の発行に関する発行体の会計処理（匿名組合においては営業者の会計処理も含む。）を明らかにすべきか否かが論点となる。

以下、各々について分析する。

（持分会社）

19. 会社法第三編においてその設立や社員等が規定されており、会社法の規定により計算書類の作成が求められると共に、法務省令である会社計算規則が施行されている。会社計算規則では、以下を除き、表示について特段株式会社との差はない。

- 持分会社では、連結計算書類の作成が求められていない。
- 株式会社の純資産における株主資本について、持分会社では社員資本とされており、新株式申込証拠金についても出資申込証拠金とされている。
- 持分会社では、社員資本における準備金の制度がなく、資本剰余金及び利益剰

余金の区分規定もない。

- 持分会社では、自己株式に相当する自己持分の譲受が禁止されており、新株予約権に相当する制度もない。
20. 持分会社は、会計監査人を設置することが会社法上求められていない。金融商品取引法に基づく監査及び契約に基づく任意監査が行われているものと思われるが、監査が行われている事例は限定的であると考えられる。持分会社について、有価証券報告書が開示されている場合の事例が少数ではあるが見られる（審議事項(2)-3 参考資料 1）。

（民法上の任意組合）

21. 民法上の任意組合については、民法第三編第二章第十二節³において規定されているが、当該規定において財務諸表については定められておらず、監査も求められていない。次項のとおり、金融商品取引法に基づく監査及び契約に基づく任意監査が行われているものと思われるが、監査が行われている事例は限定的であると考えられる。
22. 金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる民法上の任意組合契約に基づく権利について、その取得勧誘が募集に該当し、有価証券報告書が開示されている場合の事例が少数ではあるが見られる（審議事項(2)-3 参考資料 2）。

当該事例では、株式会社の財務諸表の表示と比較して以下の差異がみられる。

- 株式会社における純資産の部を出資金の部として表示すると共に、当該出資金の部には繰越累計利益及び当期純利益が出資金合計として表示されている。
- 組合員からの出資については、重要な会計方針として、「組合員が割当を受けた財産は、その実質的な所有は直接各組合員に帰属するため、組合財産を構成しないものとみなし貸借対照表には計上せず、また、組合員が割当を受けるために組合に払い込まれた額は、受入出資金等には掲記していない」旨の注記が付されている。

（匿名組合契約）

匿名組合自体

³ 民法第 667 条から 688 条

23. 匿名組合契約については、商法第二編第四章⁴において規定されており、匿名組合員の出資は営業者の財産に属することになるが、匿名組合自体については、財務諸表については定められておらず、監査も求められていない。次項のとおり、金融商品取引法に基づく監査及び契約に基づく任意監査が行われているものと思われるが、監査が行われている事例は限定的であると考えられる。
24. 金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる匿名組合契約に基づく権利について、その取得勧誘が募集に該当し、匿名組合自体の有価証券報告書が開示されている場合の事例が少数ではあるが見られる（審議事項(2)-3 参考資料3）。

当該事例では、株式会社の財務諸表の表示と比較して以下の差異がみられる。

- 純資産の部において、組合員からの出資を出資金として表示している（株式会社の資本金に相当）。

匿名組合の営業者

25. 上場企業又は上場企業の子会社が匿名組合の営業者になる事例が見られ、その場合には、上場企業の有価証券報告書において、匿名組合の営業者としての会計処理が開示されている事例が見られる（審議事項(2)-3 参考資料4）。

当該事例では、以下のような会計処理が行われている。

- 固定負債の部に匿名組合出資預り金が掲記されており、匿名組合員への利益の分配義務及び出資の返還義務を当該科目に計上している。
- 損益計算書の表示において、「特別損失」の後に「匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益」の小計項目を表示し、そこから「匿名組合損益分配額」を控除して「税金等調整前当期純利益」を表示している。

(投資事業有限責任組合)

26. 投資事業有限責任組合契約は、投資事業有限責任組合契約に関する法律において規定されており、財務諸表等を作成するとともに監査を受けることが求められている。財務諸表等に記載すべき事項を定めたものとして、「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則」が経済産業省中小企業庁より公示されており、日本公認会計士協会から、業種別委員会実務指針 38 号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」が公表されている。

27. これらによれば、株式等の投資については、非上場株式も含め時価を付すこととさ

⁴ 商法第 535 条から 542 条

れ、当該時価の評価方法についても組合契約に定めるところによるとされており、また、評価差額は損益計算書上で未実現損益調整額として（実現損益の次に）表示することされている等、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」という。）と取扱いが異なる。一方、金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる投資事業有限責任組合契約に基づく権利について、その取得勧誘が募集に該当し、投資事業有限責任組合の有価証券報告書が開示されている場合の事例が、少数ではあるが見られる（審議事項(2)-3 参考資料5）。

当該事例では、株式会社の財務諸表の表示と比較して以下の差異がみられる（有価証券の評価は金融商品会計基準に従っている。）。

- 純資産の部において、組員からの出資を出資金として表示している（株式会社の資本金に相当）。

（信託受益権）

28. 信託法において、受託者は貸借対照表、損益計算書等を作成しなければならないとされており、法務省令として信託計算規則が施行されている。信託計算規則では、表示について、以下のように規定されている。
 - 純資産の部は、信託拠出金、剰余金その他の適当な項目に細分することができる（株式会社のような詳細な区分表示は求められていない。）
29. 信託受益権の発行の会計処理については、実務対応報告第23号のQ8「受託者は、どのように会計処理するか。」において、「明らかに不合理であると認められる場合を除き、信託の会計は信託行為の定め等に基づいて行うことが考えられる。」とされている。また、受益者が多数となる信託等については、「多様に利用される信託の中で利害関係者に対する財務報告をより重視する必要があると考えられるため、当該信託の会計については、株式会社の会計（会社法第431条）や持分会社の会計（会社法第614条）に準じて行うことが考えられる。この場合には、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて行うこととなる。」とされている。
30. 金融商品取引法第2条第2項第1号に掲げる信託受益権について、その取得勧誘が募集に該当し、信託の有価証券報告書が開示されている場合の事例が、少数ではあるが見られる（審議事項(2)-3 参考資料6）。

当該事例では、株式会社の財務諸表の表示と比較して以下の差異がみられる。

- 株式会社における純資産の部の株主資本を元本等として、元本及び利益剰余金を表示している。その上で、「元本は財務諸表等の用語、様式及び作成

方法に関する規則第 61 条に定める資本金である」旨を注記している。

(分析)

31. 上記の分析を踏まえ、以下の対応としてはどうか。

(1) 株式会社による会計処理

株式会社による電子記録移転有価証券表示権利等の発行、株式会社が匿名組合の営業者になる場合の具体的な会計処理を定める。

(2) 株式会社以外の事業体（持分会社、信託、組合）による会計処理については、上記のとおり法務省令又は実務慣行によっており、これまで企業会計基準委員会ではこれらの事業体による会計処理を基本的に扱ってこなかったことを踏まえると、具体的な会計処理を定めることは難しいと思われる。

したがって、(1)の株式会社による会計処理のみを検討の対象とするが、実務の便宜に資するために、結論の背景において、以下を記載してはどうか。

「これらの事業体による電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理について、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることが考えられるが、上記の理由により、具体的な会計処理は定めないこととした。」

ディスカッション・ポイント

第 31 項の ASBJ 事務局の検討の方向性について、ご意見をお伺いしたい。

3. 電子記録移転有価証券表示権利等の保有に関する会計処理

(認識のタイミング)

32. 第 11 項に記載したとおり、権利に関する法的性質の観点では、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券の権利が電子的方法により記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されたものにすぎず、両者の権利の内容は同一であると考えられる。
33. 一方、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の取扱いについては、現時点では必ずしも明らかではなく、ブロックチェーン上の記録で権利者が変わったとしても、実体法上の権利の移転や対抗要件の具備が必ずしも完結するわけではないとの意見が聞かれている。

例えば、上場株式及び上場社債についての権利の移転について、仮にいわゆるブロックチェーン上の記録で上場株式及び上場社債に関する権利者が変わったとしても、「社債、株式等の振替に関する法律」の規定に従い名義書換（譲受人の振替口座に増加の記録⁵）をしなければ、権利の移転の効力は生じないものと考えられる。また、商法上の匿名組合契約に基づく匿名組合員の地位を表示する権利の移転についても、仮にいわゆるブロックチェーン上の記録で匿名組合員に関する権利者が変わったとしても、営業者の承諾がなければ、匿名組合員の地位が移転することにはならないものと考えられる。

34. よって、電子記録移転有価証券表示権利等を認識するタイミングについては、法律上の権利の移転が行われた日などとする考えられる。

(期末評価)

35. 上述のとおり、権利に関する法的性質の観点では、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券の権利が電子的方法により記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されたものにすぎず、両者の権利の内容は同一であると考えられるため、電子記録移転有価証券表示権利等の期末評価については、まずは既存の有価証券の会計処理と同様とすることが考えられる。以下、種類別に分析を行う。

株式又は債券

⁵ 社債、株式等の振替に関する法律第 140 条「振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第二百九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。」

36. ここで、株式及び債券については、上場株式や上場社債のように広く流通するものと、非上場株式又は社債のように流通性に乏しいものの両方を念頭に会計処理が定められており、電子記録移転有価証券表示権利等の期末評価についても、それらを用いることが考えられる。

組合出資の持分

37. 金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品実務指針」という。）において、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上することとされている（金融商品実務指針第132項）。

さらに、組合等の持分及び損益を取り込む方法については複数の方法が考えられ、契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとされている（金融商品実務指針第308項）。

金融商品実務指針の処理は、組合等の財産は出資者（組合員）の共有とされていることを考慮したものとされている（金融商品実務指針第308項）。組合等の権利及び義務は、特段の定めがなければ、各出資者に出資割合に応じて帰属するため、会計上、出資者（組合員）は、その持分及び損益について、出資割合に応じて取り込むことが定められていると考えられる。

38. 組合出資については、これまで広く流通することが想定されておらず第二項有価証券とされてきたが、電子記録移転権利については第一項有価証券とされ広く流通することも想定されており、従来と同様の会計処理を用いてよいか論点になる。
39. 今後、電子記録移転権利の流通市場が整備された場合、市場価格が形成されることとなる。その場合には、これまでと保有目的が変更される可能性があり、市場性のある有価証券に関する売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用することが、投資家により有用な情報を提供することになると考えられるがどうか。

信託受益権

40. 信託受益権については、金銭の信託とそれ以外に区分され、金銭の信託については、金融商品実務指針において一般に運用を目的とするものと考えられるとした上で、保有目的により運用目的、満期保有目的又はその他（有価証券）に区分し、会計処理を行うこととされている（金融商品実務指針第97項、第98項）。

この定めは、流通市場の有無に関わらず適用可能と考えられるため、電子記録移

転有価証券表示権利等の期末評価についても、この定めを用いても差し支えないと考えられるかどうか。

41. 一方、金銭の信託以外の信託については、原則として信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うこととされているが、信託受益権の保有者が多数で、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うことが困難な場合には、信託を実体のある事業体とした評価を行うことができるとされている（金融商品実務指針第100項）。また、実務対応報告第23号では、Q4「委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託における委託者及び受益者は、どのように会計処理するか。」において、受益権の売却後の受益者が多数である場合、当該受益者の個別財務諸表上、受益権を信託に対する有価証券の保有とみなして評価することとされている。

この定めについても、流通市場の有無に関わらず適用可能と考えられるため、電子記録移転有価証券表示権利等の期末評価についても、この定めを用いても差し支えないと考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

次のASBJ事務局の検討の方向性について、ご意見をお伺いしたい。

- (1) 電子記録移転有価証券表示権利等を認識するタイミングについては、法律上の権利の移転が行われた日などとする。
- (2) 電子記録移転有価証券表示権利等の期末評価については、原則として既存の有価証券の会計処理と同様とすることが考えられる。ただし、組合出資の持分の評価については、市場性のある有価証券に関する売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用するとの定めを置く。

以 上

(別紙1)

参照している会計基準等**(金融商品実務指針)**

金銭の信託の範囲と構成物の処理

金銭の信託の保有目的区分

97. 金銭の信託は金銭を財産として委託する信託であり、運用を目的とする金銭の信託は信託財産の短期的な売買等で信託財産の価値を上昇させ、受益者に帰属させるものである。金銭の信託（合同運用を除く。以下同じ。）は、以下のように保有目的により運用目的、満期保有目的又はその他に区分することができるが、これらの判定と会計処理は信託契約の単位ごとに行うものとする。

金銭の信託は一般に運用を目的とするものと考えられ、運用目的以外の目的とするためには、それが客観的に判断できることが必要である。したがって、金銭の信託を満期保有目的に区分し、信託財産構成物である債券を満期保有目的の債券として会計処理するためには、信託契約において、原則として受託者に財産の売却を禁止しており、かつ、信託期日と債券の償還期限とが一致していることなどが明確である必要がある。

また、信託財産構成物である有価証券をその他有価証券として区分するためには、信託契約時において、企業が当該信託を通じて有価証券等を保有する目的が、運用目的又は満期保有目的のいずれにも該当しないという積極的な証拠によって裏付けられ、かつ、信託財産構成物である有価証券の売買を頻繁に繰り返していないという事実に基づかなければならない。

金銭の信託の会計処理

98. 信託財産構成物は、本報告に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって信託契約に係る貸借対照表価額とする。運用を目的とする信託財産構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなして評価及び会計処理を行う。したがって、運用を目的とする信託財産構成物の評価差額は当期の純損益として処理する。

なお、信託財産構成物の取得原価は、企業の保有する同一資産から簿価分離された取得原価に基づき、信託契約ごとに算出する。

また、金銭の信託の計算期間にかかわらず、原則として、企業の各事業年度に属する純損益を、本報告に従い当該事業年度に計上しなければならない〔設例9〕。

金融資産の信託受益権の保有者の会計

100. 金融資産の信託受益権（金銭の信託及び有価証券の信託を除く。）の保有者は、信託受益権を次のとおり評価する。
- (1) 信託受益権が質的に単一の場合には、信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。ただし、信託受益権の保有者が多数で、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うことが困難な場合には、(2)のように信託を実体のある事業体とした評価を行うことができる。
 - (2) 信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。

任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理

132. 第 134 項に定める商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する。ただし、任意組合、パートナーシップに関し有限責任の特約がある場合にはその範囲で純損益を認識する。

なお、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。

308. 任意組合、パートナーシップについては、法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様

に処理する実務もある。しかし、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられることから、その方法を原則とした。特に、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、これに当てはまる場合が多いと考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える。

他方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定される。

このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。

（実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」）

受託者の会計処理

Q8 受託者は、どのように会計処理するか。

A 新信託法において、信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする（第13条）とされている。これまで、信託は財産の管理又は処分のための法制度であり、これを適切に反映するために、その会計は、主に信託契約など信託行為の定め等に基づいて行われてきたと考えられる。むろん、信託の会計を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて行うことも妨げられないものの、新信託法においても、信託は財産の管理又は処分の制度であるというこれまでの特徴を有しているため、今後も、これまでと同様に明らかに不合理であると認められる場合を除き、信託の会計は信託行為の定め等に基づいて行うことが考えられる。

ただし、次のような信託については、債権者が存在したり現在の受益者以外の者が受益者になることが想定されたりするなど、多様に利用される信託の中で利害関係者に対する財務報告をより重視する必要があると考えられるため、当該信託の会計については、株式会社の会計（会社法第431条）や持分会社の会計（会社法第614条）に準じて

行うことが考えられる。この場合には、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準じて行うこととなる。

- (1) 新信託法第 216 条に基づく限定責任信託
- (2) 受益者が多数となる信託（この点については、Q3 の A3(2)②を参照のこと。）

なお、受託者が信託行為の定めに基づくなど財産管理のための信託の会計を行っていても、受益者の会計処理は、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に基づいて行うことに留意する必要がある。

以 上